

江 監 第 5 号  
令和8年3月25日

江 田 島 市 長 様  
江田島市議会議長 様

江田島市監査委員 三 浦 和 英  
江田島市監査委員 平 川 博 之

財政援助団体等に対する監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を報告します。

なお、令和6年度及び令和7年度の監査結果に基づいて措置を講じたときは、書面で通知してください。



令和7年度

財政援助団体等監査報告書

江田島市監査委員

# 目 次

第1	監査基準への準拠	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の対象	1
第5	監査の着眼点	1
第6	監査の実施内容	1
第7	監査の結果・監査意見	2
1	団体の概要	2
2	監査結果	2
	(1) 令和6年度に実施した当該監査における指摘事項等に関する改善状況	
	.....	3
	(2) 令和7年度監査における新たな指摘事項等	11
3	まとめ	12
第8	終わりに	13

## 第1 監査基準への準拠

令和7年度財政援助団体等監査は、江田島市監査基準に準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 第3 監査の期間

令和7年12月5日から令和8年3月25日まで

団体監査 令和8年1月20日

所管課監査 令和7年12月25日

## 第4 監査の対象

一般社団法人 江田島市観光協会

## 第5 監査の着眼点

令和6年度に実施した当該監査において指摘した事項等が是正・改善されているか、また、団体に対する指導監督が適切になされているかに主眼をおいて実施した。

## 第6 監査の実施内容

### 1 監査の範囲

令和4年度及び令和5年度に執行された団体の補助金等に係る出納その他の事務の執行及び所管課の補助金等に係る事務のうち、令和6年度に実施した当該監査において指摘した事項及び総括として意見を付した事項に関する措置状況とし、必要に応じて当該年度以外の事務も対象とした。

### 2 監査の内容

令和6年度に実施した当該監査における指摘事項等に関する措置状況について、あらかじめ関係資料の提出を求め、所管課から説明を聴取後、団体へ出向き現地調査を実施し、それぞれの責任者及び担当者から措置状況について事情聴取するとともに、関係書類の確認により監査を行った。また、必要に応じて実査後も説明を聴取し、措置状況の確認を行った。

## 第7 監査の結果・監査意見

### 1 団体の概要

所在地	江田島市大柿町飛渡瀬 76 番地 1
設立	平成 17 年 4 月 25 日
会員数	95 名（令和 8 年 2 月 19 日現在）
役員等	代表理事 1 名 理事 8 名（代表理事及び専務理事を含まない） 専務理事 1 名 監事 2 名 事務局長 1 名 職員 4 名 地域おこし協力隊 1 名（令和 7 年 6 月 25 日現在）
沿革	旧江田島町、旧能美町、旧沖美町、旧大柿町の合併による新市誕生により、平成 17 年 4 月 25 日、旧四町の観光協会が合併して、江田島市観光協会が設立された。令和 3 年 4 月 1 日付けで「任意団体」から「一般社団法人」となった。令和 6 年 12 月 16 日に大柿町飛渡瀬へ本所を移転した。
目的	江田島市の観光資源の広報宣伝及び開発を図り、主体的に観光事業の健全な発展に寄与することを目的としている。
事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客の誘致及び接遇の改善促進に関する事</li> <li>・観光資源の保護及び開発に関する事</li> <li>・郷土の産業の紹介及び特産品の紹介に関する事</li> <li>・観光に関する調査及び研究に関する事</li> <li>・特産品等観光客の需要に応じた販売等に関する事</li> <li>・インターネットによる商品の販売に関する事</li> <li>・旅行業法に基づく旅行業に関する事</li> <li>・その他この法人の目的を達成するために必要な事業に関する事</li> </ul>

### 2 監査結果

令和 6 年度に実施した当該監査において指摘した事項及び総括として意見を付した事項（要望）は 31 件あった。その改善状況を確認したところ、結果は次のとおりである。

なお、令和 7 年度において新たな指摘事項等が 2 件ある。

改善状況確認結果等

（単位：件）

項目	令和 6 年度 指摘事項・ 総括(要望)	改善済	改善途中	未改善	事業終了につ き、観光協会 事業で対応	令和 7 年度 指摘事項・ (総括)要望	
指摘事項	団体	17	7	5	1	4	1
	所管課	2	0	2	0	0	0
総括(要望)	団体	7	4	3	0	0	1
	所管課	5	2	1	0	2	0
計	31	13	11	1	6	2	

以下、補助金種別ごとに個別に記述する。

(1) 令和6年度に実施した当該監査における指摘事項等に関する改善状況

ア 江田島市観光協会事業補助金

令和4年度交付額	令和5年度交付額
15,680,000円	18,583,000円

(ア) 団体（観光協会）

a 指摘事項

指摘事項	監査結果	改善状況
1 令和4年度決算において、現預金の残高が決算額と一致しない。通帳の記載もれが原因であったが、今後は残高証明をとって決算書を作成すること。	令和6年度は残高証明書を取得し決算書を作成しており、令和6年度決算書の預金額と残高証明書の合計額が一致していることを確認した。	改善済
2 総会資料について、令和4年度予算書は前期繰越収支差額（繰越金）の金額を誤って記載し、令和4年度決算書は理事会資料をそのまま転載したことによる不備があった。総会資料の確認を確実に行うこと。また、総会資料配布後の資料内容修正は、正誤表を作成して配布し説明すべきである。	令和4年度予算書に係る正誤表を作成し、令和7年度通常総会で報告していることを確認した。しかし、正誤表の金額等に誤りがあった。総会に提出する資料は慎重に対応する必要がある。次の総会には、記載内容の訂正をして正誤表を提出していただきたい。	改善途中
3 令和5年度予算において、理事会の承認を得ていない出店調整の予算区分変更、承認を得たことを記載した書面のない流用があった。会計規程に沿った事務の執行を求める。また根拠書類を残すこと。	令和7年度に予算の流用が生じており代表理事から承認を得ていたが、起案書及び代表理事の承認書の日付及び金額に誤りがあったため修正を求めた。その後、起案書及び承認書が再提出され、正しく修正されていることを確認した。	改善済

指摘事項	監査結果	改善状況
<p>4 補助金について、令和5年度は次年度の「えたじまーれ」の開設を理由に補助金を返還せずに繰越を行っていた。補助金は、当該年度の対象事業について補助を行うものであり、次年度に支出が見込まれるからと返還が免除されるものではない。予定よりも対象事業支出が抑えられた場合は、返還を行うべきである。</p>	<p>令和5年度の補助金の返還はされていない。所管課において補助金の対象事業・対象経費・算定方法等を明確にするため、個別の補助金交付要綱の素案を作成しているが、現在、市内部で協議中のため制定には至っていない。</p>	<p>改善途中</p>
<p>5 総会及び理事会の議事録が作成されていないことがある。確実に整備すること。</p>	<p>令和4年度から現在までの総会及び理事会の議事録が保存されていることを確認した。</p>	<p>改善済</p>
<p>6 書類管理について、会計伝票・起案書・タイムカード等紛失しているものが多い。書類の作成、整理、管理を徹底し、文書規程に定められた保存年限を守ること。</p>	<p>職員の勤務状況については、令和6年1月から勤怠管理システムで管理しており、書類等も整理されていた。文書管理規程に規定するもののうち、「伺書台帳」「文書受信簿」「文書発信簿」が確認できなかったが、後日令和8年1月から作成したものが提出された。また、職員との協定書（36協定）も確認できなかったが、令和8年2月3日付けで労働基準監督署へ届出されたことを確認した。</p>	<p>改善済</p>
<p>7 データ管理について、令和5年度の給与データを誤って一部削除している。適正なデータ管理を求める。</p>	<p>データ管理について、適切にデータ管理が行われるようミーティングにより啓蒙しているとのことだった。また、今後データ管理についてのマニュアルを整備するとのことである。</p>	<p>改善途中</p>
<p>8 職員において多額の立替払が常となっており、令和4年度に領収書のない支出が数件あつ</p>	<p>立替払いをする時は、事前に物品購入の許可を得て、購入後は領収書の添付及び検品確認を徹底するなど、ルール</p>	<p>改善済</p>

指摘事項	監査結果	改善状況
<p>た。領収書が添付できない理由を明確にすること。原則、検品と領収書の添付を確実にすること。また、立替払のルールを決めて守ること。</p>	<p>を決めて運用していた。月毎に立替集計表で管理していたが、立替金の受領が確認できるよう、受領印欄を設けることを助言したところ改善された。</p>	
<p>9 職員の雇入通知書について、職員の休日出勤の有無、休日出勤の時間外手当の割合が現状と合っていないので、内容を見直すこと。また、臨時職員の雇入期間は1年更新であるが、「期間の定めなし」として数年間更新していない。更新する場合は、毎年雇入通知書を発行すること。</p>	<p>交付した雇入通知書の内容を現状と一致するよう遡って訂正し、職員本人へ交付していたが、一部の職員について内容を確認しないまま交付していたため間違っていた。再度訂正し、本人へ交付したことを確認した。</p>	改善済
<p>10 令和4年度及び令和5年度の職員給与において、雇用保険の法定負担割合を適時に変更していないことやタイムカードの転記ミスにより、本来支払われるべき金額が支払われていない。その後法定負担割合の変更は行われているが、差額調整がされていないので、整理して調整すること。</p>	<p>令和4年度については、法定負担割合の変更月の誤り、令和5年度については、正しい給与総支給額で算出していないことなどにより、差額金額に誤りがあった。その後、再び、再算定した雇用保険再計算書が提出され、差額金額が正確であることを確認した。なお、差額分の処理については、令和7年度決算書で確認することとする。</p>	改善途中
<p>11 会計処理について、令和4年度の「会費収入」に、会費ではない「特産品販売事業収入」（別補助金分）90,000円を算入している。また、「指定管理事業のふるさと交流館販売収入」（別会計）82,908円を特産品販売事業収入へ年度末に部門振替により</p>	<p>いまだ整理ができていない。当時の状況としては、仕訳を行う根拠資料がないまま決算書を作成したとのことだった。現在は、根拠資料が判明しているが是正には至っていない。決算書の整理を早急に行うこと。また、原因の一つは、会員名簿及び会費台帳を適正に作成・管理していなかったことであ</p>	未改善

指摘事項	監査結果	改善状況
移動させ、ふるさと交流館販売収入を不当に減じている。さらに、「会費収入」に本来生じている未収入金を貸借対照表に計上せず、会計上は未収債権がない。不適切な会計処理であり、真摯な対応を要求する。対応は会計事務所とも協議されたい。	る。このことについては、令和7年度監査の指摘事項で述べる。なお、会費の未収入金については、令和7年度決算から未収金として計上する予定であるため、令和7年度決算書で確認することとする。	

b 総括（要望）

総括として意見を付した事項	監査結果	改善状況
12 各種事務について、以前から多くのミスがチェックできておらず、内部統制体制はあるものの機能していない。そのため法令違反等が多々生じる。そのような中で令和5年度は、事務局長のリーダーシップにより改善の兆しが見られた。今後は内部統制体制の見直しを含め、確実にチェックできるよう対策を講じるとともに、職員への事務指導を徹底されたい。	令和7年度は新事務局長となり、事務局体制を整えている。月1回の所管課を含めた全体会議や毎朝のミーティングを行い、職員への事務指導、業務確認及び情報共有を実施している。また、事務改善のための会計に関するマニュアルを現在作成中である。まだまだ道のりは遠いが、団体の立て直しに積極的な姿勢が見られること、内部統制の課題は残るが着実に事務改善を進めていることは評価する。なお、職員の作成した書類のチェックは、別の職員が確実に行われたい。また、会計事務所の作成した書類が必ずしも正しいとは限らないので、団体でも確実にチェックすること。	改善途中
13 監査資料として提出された令和4年度総勘定元帳は、決算時の数値が反映されていないものであった。最終的には決算時の数値が反映された元帳が提出されたが、その他の資料の提出、疑義事項に対する質問への回答	令和7年度当初に団体及び所管課で、監査の指摘事項について対応を検討している。また、月1回の所管課を含めた全体会議や毎朝のミーティングにおいて、職員の業務への意識改革を図っている。	改善済

総括として意見を付した事項	監査結果	改善状況
は満足なものとはいえ、監査を受ける体制とはいいがたい。		
14 決算書について、当初予算から予算額が変更した場合にも、決算書で予算に沿った執行が確認できるようにすることを要望する。	令和7年度決算書から予算に沿った執行が確認できるよう、様式を変更するとの回答を得た。	改善途中
15 臨時職員の時給が、最低賃金を下回っていた時期があり、現在は調整返還済みであるが、税務、経理及び労務管理に関する改正などの内容を的確に事務に反映させるよう要望する。	税務、経理及び労務管理に関する改正内容については、適時確認し事務処理や給与計算に反映させる体制を整備することのだが、最低賃金及び雇用保険料の法定負担割合が適時反映されていなかった。各種改正は決まった月や周期で行われるとは限らないので常に確認すること。	改善途中
16 職員の当事者意識・遵法意識・事務スキルの向上を図るための取り組みを要望する。	月1回の所管課を含めた全体会議において、職員に対し事務指導を行うほか市職員向けの研修等（接遇研修、人権研修）に参加している。今後は、コンプライアンス研修にも参加されたい。また、事務スキルの向上を図るための取組を引き続き要望する。	改善済
17 令和4年度、令和5年度の実績報告は提出期限を超過している、期限内に提出を行うべきである。	令和6年度の実績報告書を令和7年3月31日付けで提出していることを確認した。なお、実績報告は事業年度終了後（4月1日以降）、提出期限内に行うことを指導した。	改善済

(イ) 所管課（交流観光課 現:商工観光課）

a 指摘事項

指摘事項	監査結果	改善状況
18 この補助金に係る団体の会計は、公益事業と収益事業とを合わせた会計である。補助対象経	補助金の対象事業・対象経費・算定方法等を明確にするため、個別の補助金交付要綱の素案を作成しているが、現	改善途中

指摘事項	監査結果	改善状況
費を「収益事業及び公益事業」の人件費と「公益事業」の事業費用及び管理費としているが、補助の妥当性、補助対象経費、補助金算定方法等の明確化を図るため、早急に個別の補助金交付要綱の策定を求める。	在、内部で協議中のため制定には至っていない。	
19 補助金交付事務において、補助対象経費の明確化は大変重要である。団体は複数の補助金や受託金を受け事業を実施しているため、事業ごとに按分した収支内訳書の作成及び提出をさせること。	補助金交付要綱策定後、令和8年度から事業ごとの収支内訳書の提出を求めることを確認した。	改善途中

b 総括（要望）

総括として意見を付した事項	監査結果	改善状況
20 団体の内部統制が機能しているとは言えない状態であったため、所管課としての指導監督を強化し、団体の事務等の正常化を望む。それでも対処できない場合は、必要に応じて専門家の導入等の検討を望む。	新たに月1回開催する全体会議を設け、所管課として指導監督を強化している。専門家の導入は現時点では行っていないが、令和7年度は経理や労務管理に詳しい事務局長を迎え団体の体制を整えている。	改善済
21 補助金交付以外に市からの人的補助も充分に行われている。団体の自立促進を図るため、運営費に対する補助ではなく、団体が実施する公益上必要とされる事業のみに対する補助への移行を検討されたい。	団体の自立促進を図るため、補助対象事業を地域の観光振興を図るために協会が行う事業と協会の事務局機能を維持・強化するために行う体制整備事業に分ける方針で、現在、個別の補助金交付要綱を策定中であることを確認した。	改善途中

### イ 江田島市特産品販売事業補助金

令和4年度交付額	令和5年度交付額
4,536,602円	0円

(ア) 団体（観光協会）

a 指摘事項

指摘事項	監査結果	改善状況
22 事業収入について、一部が会費に誤って計上されており、その調整に不備が見られた。詳細は、江田島市観光協会事業補助金の指摘事項の会計処理についてを参照すること（P37 中段）	事業終了につき、現在は観光協会事業で対応している。（No.11）	—

(イ) 所管課（交流観光課 現:商工観光課）

a 総括（要望）

総括として意見を付した事項	監査結果	改善状況
23 所管課として指導監督するよう強く要望する。	事業終了につき、現在は観光協会事業で対応している。	—

### ウ 江田島市誘客促進体験メニュー造成事業補助金

令和4年度交付額	令和5年度交付額
138,000円	0円

(ア) 団体（観光協会）

a 指摘事項

指摘事項	監査結果	改善状況
24 補助金で購入した消耗品を個人の倉庫に預け、江田島市観光協会として使用活用していない。補助金を受けた観光協会が保管・活用すべきである。	物品については個人の倉庫で保管しているが、管理は団体が行っており、体験メニュー用備品チェック票により、定期的に在庫チェックをしている。なお、令和4年度から現在まで活用実績がないが、事務局長から令和8年度の事業で有効活用したい旨の申出があった。	改善済

(イ) 所管課 (交流観光課 現:商工観光課)

a 総括 (要望)

総括として意見を付した事項	監査結果	改善状況
25 所管課として指導監督するよう強く要望する。	所管課として、物品の管理について定期的に確認・記録するよう指導している。	改善済

エ ふるさと交流館指定管理委託料 ※令和6年10月31日で指定管理委託は終了

令和4年度交付額	令和5年度交付額
2,900,000円	2,900,000円

(ア) 団体 (観光協会)

a 指摘事項

指摘事項	監査結果	改善状況
26 令和4年度の事業収入において、不当に年度末に部門変更が行われている。詳細は、江田島市観光協会事業補助金の指摘事項の会計処理についてを参照すること (P37 中段)。	事業終了につき、現在は観光協会事業で対応している。(No.11)	—
27 事務のチェック体制が機能しておらず、内部統制がとれていない。今後は確実にチェックできるよう対策を講じるとともに、職員への事務指導を徹底されたい。	事業終了につき、現在は観光協会事業で対応している。	—
28 職員について、休日出勤ではない日付の出勤が休日出勤扱いになっている。支給給与の割合は是正されているが、超過分について回収はできていないので、適切に処理すること。	事業終了につき、現在は観光協会事業で対応している。超過分の処理については、令和7年度決算書で確認することとする。	改善途中
29 臨時職員の雇入期間は1年更新であるが、「期間の定めなし」として数年間更新していない。	事業終了につき、現在は観光協会事業で対応している。(No.9)	改善済

指摘事項	監査結果	改善状況
更新する場合は、毎年雇入通知書を発行すること。また、休日出勤の時間外手当の割合が現状と合っていないので、内容を見直すこと。		

b 総括（要望）

総括として意見を付した事項	監査結果	改善状況
30 臨時職員の時給について、代表理事の承認の書面がないまま、県の最低賃金を上回った時給で雇用している。書面による承認を受けることを要望する。	事業終了につき、現在は観光協会事業で対応している。なお、書面による承認は受けていなかったが、後日遡って承認を受けたことを確認した。	改善済

(イ) 所管課（交流観光課 現:商工観光課）

a 総括（要望）

総括として意見を付した事項	監査結果	改善状況
31 所管課として指導監督するよう強く要望する。	事業終了につき、現在は観光協会事業で対応している。	—

(2) 令和7年度監査における新たな指摘事項等

ア 団体（観光協会）

a 指摘事項

指摘事項	現在の状況
会員名簿（会費台帳）が正確に作成・管理されていない。原因は、会員の異動が入退会規程により正しく行われていないことと、納入した会費が正しく会費台帳に記帳されていないことである。定款、入退会規程及び会費規則に基づき、適切に管理されたい。	会員名簿（会費台帳）及び会員の異動に関する書類については、現在、整理中である。

b 総括（要望）

総括として意見を付した事項	現在の状況
現在も「一般社団法人江田島市観光協会ふるさと交流館」名義の預金通帳が	当該通帳は、えたじま一れの物販に係る取引で使用中的であるが、3月に新通帳を開設

総括として意見を付した事項	現在の状況
ある。すでに指定管理が終了していることから、口座名義変更又は解約すること。	しており、4月までを移行期間としその後解約することを確認した。

### 3 まとめ

令和6年度に実施した当該監査における指摘事項等に関する是正・改善状況を確認するため、令和7年度においては、追跡監査を実施した。その結果に基づく総評は以下のとおりである。

一般社団法人江田島市観光協会においては、組織体制の抜本的な見直しはいまだ改善の途上にあり、十分な管理体制が確立されているとは言い難い。依然として改善すべき余地は多く残されており、組織として盤石な体制を築くためには今後更なる取組が不可欠である。

しかしながら、市の監査に対する組織的な向き合い方には良い変化が見られ、事務執行に対する意識は前回の監査時と比較して格段に向上している。組織改革に向けた前向きな動きとして、所管課を含めた全体会議を新設し、情報共有はもとより職員への意識改革や事務指導の機会として捉え継続的に実施していることや、事務の標準化を図るため各種事務処理マニュアルの作成を進めていることは、組織の業務効率化と属人化の解消に向けた一歩として評価できる。一方で、今回の監査においても書類等に不備が見受けられるなど、適正な事務執行が徹底されていなかったことは遺憾である。ダブルチェックを確実にを行い、引き続きミスを未然に防ぐ内部統制の強化を強く求める。

今回の監査において最優先の課題として指摘するのは、会員名簿及び会費台帳が正確に作成・管理されていない点である。会員情報の正確な把握は、組織運営における基本である。また、会費は法人の構成員である会員が事業活動に生じる経費を負担するものであり、法人の重要な財源である。会員及び会費の管理が不十分であることは、単なる事務的なミスにとどまらず、法人としての社会的信用を失墜させ、ひいては法人自体の存在意義や運営基盤を根底から揺るがしかねない重大な問題である。体制を改善しつつある今こそ、会員及び会費の管理を徹底されたい。

また、観光協会においては、本市の観光振興の一翼を担う法人として、補助金に依存することなく、持続可能な運営体制を確立することが求められる。特に、継続的な自主事業については、事業収入によって経費を賄えるよう努めるべきである。今後は法人として、自主運営の実現に向けた実効性のある取組を着実に推し進めていただきたい。

今回の監査結果をさらなる成長の糧とし、主体的に観光事業の健全な発展に寄与するという法人本来の目的に向かって、職員一丸となり力強く邁進されることを切に期待する。

## 第8 終わりに

このたびの監査に当たり、誠意をもって対応していただいた関係者の皆様に対して深甚なる敬意を表す。また、団体を管轄する部局の担当者の前向きな対応に感謝する。

今回の監査は、令和6年度に実施した当該監査の追跡監査である。現在、措置状況の通知は受けていないため、監査結果に基づいて措置を講じたときは、書面で通知されたい。

### ○ 監査意見の区分及び措置状況の報告について

監査意見区分	内容	措置状況の報告
指摘事項	合規性の観点から是正、改善等を求めるもの	措置の内容等を記載した書面の提出により行うこと。 なお、措置状況の報告の公表を行う。
法第199条第10項の規定による意見	当該監査の結果に基づいて本市又は監査の対象部局等の組織及び運営の合理化に資するための意見を述べ、是正、改善等を求めるもの	措置の内容等を記載した書面の提出により行うこと。 なお、措置状況の報告の公表を行う。
総括	監査全体を通じた所感のほか、経済性、効率性、有効性等の観点から所見、要望等を述べるもの	—